

「あらた」とは

■障害者総合支援法に定められている福祉事業所です。正規の雇用契約を結びお仕事をさせていただきます。
賃金体系や労働法規などは厳格な法律に則り運営されています。その為、最低賃金もしっかりと保障されているので安心してお仕事ができます。
安心して働いて頂けるよう、それぞれの障がい特性に配慮し業務内容の見直しや環境作りを行っています。
また、一般企業への就労移行も意欲的に取り組んでいます。

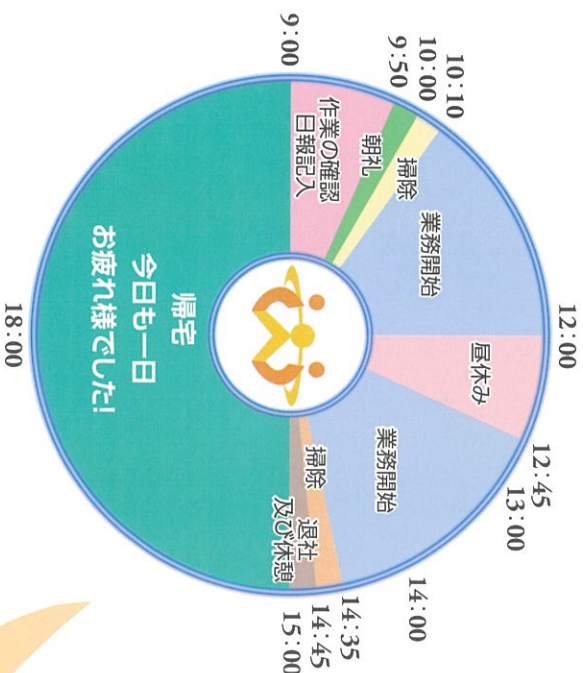
対 象 者

- 障がい者手帳・医療手帳をお持ちの方
- 年齢が18歳以上65歳未満の方
- 移動・食事・排泄等、身辺処理の自立している方
- 指示・意思伝達等の理解ができる方
- 定められた規則等を守れる方
- 定員:20名

支 援 内 容

■スタッフ本人のニーズ及びご家族様のニーズを相互に理解し適切な支援を行っていきます。
一般就労へ向けての知識・能力の向上を図る為、週に一度スタッフ向けの勉強会を実施しています。就労に必要な知識・能力が高まったスタッフは本人の意向を大切に関係機関と連携して一般就職を目指します。
また精神面において支援が必要なスタッフに対しては適宜面談の時間を設け、不安やストレスを溜めこまないようにサポートしています。

利用者スケジュール



■休 日/土日祝日のうち月8日
■利用時間/9:00～17:00

企業様・事業主様

企業様や個人事業主様からの業務のご依頼をお待ちしております!

「あらた」を利用する皆さんは、企業様や個人事業主様からご依頼いただいた実際の業務をこなしながら、一般就労やそれぞれの目標達成を目指し、日々励んでいます。ご協力いただければ幸いです。

利用開始までの流れ

Step1 お問い合わせ

まずはお電話かメールでご連絡ください。

Step2 見学・説明会

施設説明と作業見学があります。保護者の方も同席歓迎です。

Step3 体験・面接 Step4 内定

- 1～2週間程度の体験利用期間中に通えるか、仕事に従事することが可能か確認させていただきます。
- ハローワークで紹介状をもらい面接を行います。
- 受給者証の準備状況

※受給者証をお持ちでない方は、各市町村の福祉部・課へ申請します。必要書類を作成し、障がい者福祉サービス受給者証が交付されます。

Step5 「サービス等利用計画書」の作成

サービスを利用する場合、目標などを定めた計画(サービス等利用計画書)を作成する必要があります。この作成は、市町村を通して指定特定相談支援事業者に依頼することができます。各市町村の福祉部・課に作成したサービス等利用計画書を提出します。

Step6 個別支援計画書の策定

ご本人(または代理人の方)と一緒に個別の支援計画書を策定します。

Step6 本契約

正式な採用となります。契約書類などへの記入があります。